



## 自由金利型定期預金（M型）「ニューシルバー定期」

（平成 27 年 4 月 1 日現在適用中）

1. 商品名	自由金利型定期預金（M型）＜単利型＞ （愛称：ニューシルバー定期）													
2. 対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行で以下の公的年金を受給されている方</li> <li>・新たに当行で以下の公的年金の受給手続きをされた方</li> <li>・制度上公的年金受給資格を持たない65歳以上の在日外国人の方</li> </ul> <p>＜対象となる公的年金＞ 年金基金、恩給、労災年金は含みません。</p> <table> <tr> <td>新法国民・厚生年金</td> <td>地方職員共済</td> </tr> <tr> <td>旧法厚生年金</td> <td>岐阜県市町村職員共済</td> </tr> <tr> <td>旧法国民年金</td> <td>岐阜市職員共済</td> </tr> <tr> <td>新旧船員年金</td> <td>名古屋市職員共済</td> </tr> <tr> <td>新旧短期年金</td> <td>愛知県市町村職員共済</td> </tr> <tr> <td>国家公務員共済</td> <td>日本私立学校振興・共済事業団</td> </tr> </table>		新法国民・厚生年金	地方職員共済	旧法厚生年金	岐阜県市町村職員共済	旧法国民年金	岐阜市職員共済	新旧船員年金	名古屋市職員共済	新旧短期年金	愛知県市町村職員共済	国家公務員共済	日本私立学校振興・共済事業団
新法国民・厚生年金	地方職員共済													
旧法厚生年金	岐阜県市町村職員共済													
旧法国民年金	岐阜市職員共済													
新旧船員年金	名古屋市職員共済													
新旧短期年金	愛知県市町村職員共済													
国家公務員共済	日本私立学校振興・共済事業団													
3. 期間	1年 自動継続（利息受取型）のみのお取扱いとなります。													
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位 （4）預入形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括してお預入れいただきます。</li> <li>・1円以上100万円以内（お一人さまあたり100万円まで）</li> <li>・1円単位</li> <li>・通帳式のみ</li> </ul>													
5. 払戻方法	満期日以後に一括してお支払いします。													
6. 利息 （1）適用利率 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）課税 （5）利率情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時の店頭表示の利率（スーパー定期（1年）の店頭表示利率に当行所定の優遇利率を上乗せしたものを）を満期日まで適用します。</li> <li>・満期日以後に一括してお支払いします。</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算（円未満切捨て）により算出します。</li> <li>・20.315%の分離課税 平成25年1月1日以降、復興特別所得税が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されています。</li> <li>・窓口にお問い合わせください。</li> </ul>													
7. 手数料	不要です。													
8. 付加できる特約 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率）</li> <li>・マル優（少額貯蓄非課税制度）がご利用いただけます。</li> </ul>													
9. 中途解約時の 取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともにお支払いします。													
	中途解約日までの期間	中途解約利率												

〔商品概要説明書：ニューシルバー定期〕

	<table border="1"> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>預入日における店頭表示のスーパー定期の「6か月」利率×70%</td> </tr> </table> <p>中途解約時には約定利率は適用されません。</p>	6か月未満	解約日における普通預金利率	6か月以上1年未満	預入日における店頭表示のスーパー定期の「6か月」利率×70%
6か月未満	解約日における普通預金利率				
6か月以上1年未満	預入日における店頭表示のスーパー定期の「6か月」利率×70%				
10. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入期間中に、年金の振込指定が継続されない場合は、預入日（継続日）にさかのぼって、スーパー定期（1年）の利率を適用します。</li> <li>・お預入れは公的年金を受給されている店舗に限ります。また、複数店舗でのお取扱いはできません。</li> <li>・預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者1人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。</li> </ul>				
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会  連絡先 全国銀行協会相談室  電話番号 0570-017109または03-5252-3772</p>				